

## 令和5年度第5回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

日時 令和6年3月12日（火）午後1時30分～午後3時30分

場所 友愛の家 多目的室

出席委員 加賀時男、三浦博幸、稲葉英隆、外山克之、高橋美絵、三浦宏太、岡田伸一、杉浦桂子、塩沢美穂子、安井隆光、杉浦真理子、井村国稔、稲垣泉、清水敦子、浅野宗夫、荻野義昭、壁谷幸昌、守本健児、栗田礼美、杉木陽介、高木明子

その他出席者 株式会社エディケーション 主任研究員 伊藤真

事務局 岡崎市長 中根康浩

障がい福祉課長 高橋広、同副課長 平松雅規

同施策係長 内田直幸、同主査 井上崇也、同主事 高桑未紗樹、丹羽仁美

同審査給付係長 酒井晃嗣

健康増進課こころの健康推進係長 西美緒香

障がい者基幹相談支援センター 大木基史、中根由子

- 議題 (1) 第5次岡崎市障がい者基本計画の中間見直し及び第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画の最終案について
- (2) 権利擁護支援に関するワークブックについて【権利擁護支援専門部会】
- (3) その他
- ① 岡崎市障がい者コミュニケーション条例の制定について（経過報告）
  - ② 令和6年度自立支援協議会委員について
  - ③ 令和6年度本会議及び専門部会開催予定について
  - ④ 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた自立支援協議会の機能等について（令和6年4月1日施行）

### 議事要旨

#### 1 開会

#### ○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

ただ今から、令和5年度第5回岡崎市障がい者自立支援協議会を始めさせていただきます。それでは、ここからの議事進行につきましては、加賀会長をお願いいたします。

#### ○加賀会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日欠席委員はおりませんので、定足数を満たしております。本障がい者自立支援協議会は成立します。

議事に入ります前に、議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で御異議ございませんか。

（異議なしの声）

それでは、杉浦真理子委員と荻野委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

## 2 議題

### ○加賀会長

次第に従いまして、議題(1)「第5次岡崎市障がい者基本計画の中間見直し及び第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画の最終案について」、障がい福祉課から説明をお願いします。

### ○事務局（障がい福祉課主事 高桑）

- ・資料1に基づき素案からの修正点について説明
  - …P50 施策番号16【ユニバーサル農業の推進】中間評価  
実施している協議体の名称変更のみで事業内容は大きく変わらないため、中間評価を『A』から『B』へ修正
  - …P50 施策番号18【障がい者支援ボランティアの育成】概要  
下から2行目『ボランティア連絡協議会と連携し』を『ボランティアセンターと連携し』に修正
  - …P56 施策番号27【メンタルヘルス対策の推進】概要  
上から1行目『講座の解説や専門相談の実施などを通して』を『講座の解説や相談の実施などを通して』に修正
  - …P59 (5) 障がい者の社会参加を支える取り組み  
上から3行目『なお』以降を国の基本指針に即して追記
  - …P85 (2) 基幹相談支援センターとこども発達相談センターの設置  
下から2行目『相談支援事業所の人材育成の支援』を追記
  - …P105 放課後児童健全育成事業 ②見込量  
こども育成課が考える実態に合った見込量に修正
- ・資料「第5次岡崎市障がい者基本計画中間見直し・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画（案）の制定に対する意見と市の考え方」に基づき説明
- ・資料「第5次岡崎市障がい者基本計画中間見直し・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画 概要版」に基づき説明

### ○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

### ○荻野委員

岡崎市肢体不自由児・者父母の会の荻野です。

本日は素案からの修正点についての説明だけで、計画の内容については説明されないという形でもよろしかったでしょうか。

### ○事務局（障がい福祉課主事 高桑）

内容については前回までに概要や案のほうで御説明させていただいておりましたので、本日は修正部分のみ御説明させていただきました。

### ○三浦副会長

社会福祉法人愛恵協会の三浦です。

1点目、21ページの精神障害者保健福祉手帳については、昔からある統合失調症や感情障がい、発達障がいなどが新しく加わって同じ手帳になっていると思いますが、その対応はかなり違うと思います。計画には載せなくても、手帳発行数のうちの何人が発達障がいの方なのかとか、その辺りの数字を内部で出していただき、それをお知らせいただけませんか。

2点目、先日岡崎地域精神障がい者家族会が主催の講演会がありましたが、講師の方に地域移行が3人というのは非常に少ない数字ですねと言われました。専門部会等で協議して、今の岡崎市の力ではこのくらいだろうということであれば、それはそれでいいと思いますが、今後検討されるのであれば、その辺りをしっかりやっていただきたいです。

また、もう一つ気になっているのは、同じく地域移行のことですが、知的障がい者の施設のほうも、入所から出るために日中サービス支援型をやっていき、施設で厚く支援していただきたい方は入所できるような、そういう流れを作るといようなこともできると良いかと思えます。利用者を出してしまうと経営が成り立たないといのはいけないと思えますが、利用したい方はいると思えます。

愛恵でも若い世代の方が年配になってくると、入所に行こうかなという方も多々いらっしゃいます。即老人ホームということでもなく、そういったところもあれば、そこへ入りたいなという方もいるものですから、そういう方が入れるようになると良いです。

それには、今利用している方でも、出られる方は出ていく必要があります。

日中サービス支援型というのは、地域から入所ではなくてホームでという形もあるけど、入所から日中サービス支援型を通してまた地域へという、こんな流れがあればすばらしい機能を十分発揮され、岡崎っていいなとなるのではないかと思います。

こんなことにも繋がっていったらありがたいなと思っておりますので、すぐにこれに変えてくれということではないですが、今思うところを少しお話させていただきました。

## ○事務局（障がい福祉課長 高橋）

いろいろ御意見ありがとうございます。

今お話がありました地域定着、地域移行については、数値的に少ないというのは確認できたものですから、この件について相談支援事業所に聞いたのですが、確かに少ないのですが、いわゆる介護給付としての地域移行、地域定着は、出していないけども、実際は、相談支援事業所として関わっている以上、退院も含めて地域へ移行するための支援には全て関わっているということでした。

ですから、ここに数字として出てこない方は、結構いるということを知っています。

そこがどのくらいの数値になるかというのは、今後調べていかなければいけないのかなとは感じています。

けして、退院や地域への移行に全く関わっていないということではございませんので、その部分を後日調べてからお話することがあるかと思いますので、よろしくお願いします。

## ○加賀会長

いろいろ御意見ありがとうございます。

では、最終案について、事務局案のとおり御承認いただける方は挙手をお願いいたします。議題(1)については、原案どおり承認されました。

## ○加賀会長

つづきまして、議題(2)「権利擁護支援に関するワークブックについて」、権利擁護支援専門部会杉木委員から説明をお願いします。

## ○杉木委員

権利擁護支援専門部会からの施策提言

資料に基づき下記のとおり説明

- ・基本的な構成は変えていないが、前回指摘を受けたことを参考に目次やイラストを追加して全体的に読みやすくした。
- ・資料2-1 3ページについて、「権利擁護」と「権利擁護支援」という言葉の使い分けを部会の中で検討し、「権利擁護支援」では成年後見等で使われることが多く誤解を招く恐れがあるため、「権利擁護」という言葉を用いることにした。成年後見のような法的な支援の部分だけではなく、相談支援、法的な支援、生活の支援という3つの権利擁護に関わる幅広いものとして捉えていただきたい。
- ・修正する部分はまだ出てくるかと思うので、今後も構成を進めていきたい。
- ・ワークブックの中には出ていないが、個人情報保護の観点から、エピソードを提供していただいた方には同意書により同意を得て活用していきたいと考えている。
- ・資料2-2について、ワークブックを作成した経緯を提示している。ワークブックと一体化し、参考にしていただきたい。
- ・資料2-3 (1)~(3)について岡崎市及び基幹相談支援センターで実施するよう提案。

## ○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

## ○杉浦（桂）委員

ハートフルフレンズの杉浦です。現場の声として少しお伝えさせてください。

うちは生活介護と就労継続支援B型、グループホームをやっています。

一般就労として就労継続支援A型に行く方がいらっしゃると思いますが、A型は最低賃金を支払うからそれなりに厳しいのはしょうがないのかもしれませんが、少し言い方を変えると利用者さんたちはしっかりやれるはずですが、やはりきつい言い方をされると、落ち込んでしまい、それがストレスになって髪の毛を抜いてしまうとか、そういうことをする方がいます。

先日も、髪の毛を触っていたら、坊主にして来いと言われたという方がいて、虐待ではないかと感じました。その方は本当に坊主にしたそうです。

そういったことを我慢して、我慢して、どんどんストレスになっていって、結果的に薬を服用するようになってということになってしまいます。

別の方は、パニックになって入院までして、病院からうちへ来ましたが、そういう方が本当この2年くらいでとても多いです。

また別の方で、半年くらい前にうちに来た方も髪の毛を全部抜いてしまっていないのですが、うちへ来てストレスがなくなったようで、最近ようやく髪の毛が伸びてきて、皆で泣いて喜びました。

こういったケースが本当に多くて、何とかならないでしょうか。

もう、本当に言葉遣いなんです。言い方を少し止まって考えて発していただけると、それで皆が楽しく仕事ができるのにと感じてしまいます。

直接議題に関するのではなく申し訳ないですが、権利擁護のところ、何とかならないものかと最近非常に思っておりますので、現場の声としてお伝えします。

よろしく願いいたします。

## ○加賀会長

職員が利用者さんに接触するときに何かがあるということですか。

## ○杉浦（桂）委員

そうなんです。要するに、仕事をしていて、やはり手帳を持っている方なので未熟な部分は絶対にあるじゃないですか。なのに、「何でできないんだ」的なことを言われてしまって、落ち込んでしまって、どんどん萎縮していってしまうということです。

B型はもちろんですが、A型も福祉サービスとして国からお金が下りているものだと思いますので、支援について勉強して欲しいなと思います。

## ○杉木委員

ありがとうございます。

実は権利擁護支援専門部会で一番盛り上がっているのはそういう個々のケースについてどうしていったらいいのかという話です。

今の話を伺っていると、声をかけている人はけして悪意でやっているわけではなく、むしろ、その方の考え方だとは思いますが、本人が社会自立してくためにはこれが良いと思ってやっているかもしれません。

だけど、それは上手くいってないというのは確かなんですよね。そういったときに、ではどうしたらいいのかということを私たちが考えていった中では、やはり対話が一番必要だろうと。

このご本人はどこが嫌で、どうしてそうなるのか。それから、支援者の中でも、きっと何人かの支援者は、同じような考え方ではないと思うんですよ。これはやり過ぎと知っている人もいるかもしれないし、他のやり方もあるのではないかと知っている人もいない。

そういう意味で、個々のケース、エピソードについて、実際にどうしていったらいいのかは私も答えは言えないのですが、その場で当事者が話し合うことが必要だろうというのが権利擁護支援専門部会の方向性です。当事者というのは、本人、家族、それから支援者も含みます。当面はまず支援者だと思いますが、そこでまず話し合うようなことが必要です。

ですから、そういったときにワークブックを使って、エピソード4は自由に書き込める形になっているので、そこにエピソードを出して、話し合っていくような場面ができると良いなと思っています。

それに向けてどうしていくかということは今やっているのですが、そういうことがあったら権利擁護支援専門部会や事務局、あるいは市役所に話していただいても良いのですが、そこから声をかけていただいて、じゃあそういう機会を持とうかというようなことをやっていくのが現実的なのかなと思っています、それに向けてのワークブックということで御理解いただければ大変ありがたいです。

## ○加賀会長

ありがとうございます。

コミュニケーションの取り方で、きっと言葉が違ってくるのでしょうね。

育成会の浅野さんは知的の方の話はよく知っていると思うので、そういったふれあい方がきっと一番よく分かると思います。こんなことでふれあっているということを一言話してくれますか。

## ○浅野委員

岡崎市手をつなぐ育成会の浅野です。

うちの息子は療育手帳C判定ですので、一般企業で仕事をしています。

私は、その方に合った仕事でないところでいつまでも働く、また、合っていない人といつまでも一緒に居て一緒に働くというのは、非常に不幸なことかなと思っていますので、その辺りを専門部会でも話しています。職場の方との相性とか、その辺りをしっかり見極められる人がいないと、一般企業でも同じですが、いつまでも辛いです。

また、一般企業なら新入社員を自分の片腕になるように一生懸命指導して育てますよね。でも、こういう方は、指導するというより、どれだけ寄り添って教えられるかが大事だと思います。障がいのある方に対しては、親と一緒に、スキルはいらなくて愛情だけだと思っています。心の体力というか、親は我慢しながら我慢しながら子どもを育てているじゃないですか。

こういうことをどこかでお話しさせてもらいました。

仕事ですので、給料をもらうためには仕事をしないといけないですが、その辺りをどこで折り合いをつけるかが難しいと思います。

## ○加賀会長

突然振ってすみませんでした。

そういうときに、合理的配慮があれば一番良いですけどね。合理的配慮というとても良い言葉がたくさん出ていますが、じゃあその人が合理的配慮をしているかというのは、なかなかないんですよ。

私も 16 人の従業員の方と働いていますが、確かにこの人に合う仕事をとっても合わないこともあったりするけど、そのときに怒ってしまうと駄目だから、怒らずに、「合わないなら私と一緒にこうやってみようか」とやれることを見せるとか、そういうことがあったりします。

なかなか難しいと思います。ありがとうございます。

## ○稲葉委員

岡崎市社会福祉協議会の稲葉です。

社会福祉法人という立場で出ていますが、基幹相談支援センターを受託している法人ですので、その辺りも含めて御意見だけさせていただきたいと思います。

基幹相談支援センターは虐待防止センターという機能を持ち合わせていますので、事業者向けのアプローチというところも使命としてあると思います。

ここ 2 年くらいは、本人の意思決定支援についての研修を事業者向けに行って参りまして、そういった意味の権利擁護というか、本人中心の考え方を広めようというところで 2 年間やって参りました。

ですが、やはり虐待防止ということの周知啓発も必要と考えております。そこから2年ほど空いておりますので、繰り返しにはなりますが、今のA型の話等々ありますので、改めて支援者としてのアプローチ、寄り添い方というあたりの研修をまた考えて実施していきたいと思っています。

また、こういったエピソードという広い概念の話も大事になってきますので、そうした概念、意思決定支援、本人中心、支援者の寄り添い方といった部分を、改めて大事に、また研修等も頑張っておこなっていただけたらと思っていますので、御意見させていただきました。

## ○加賀会長

ありがとうございました。

権利擁護の支援に対していろいろな話が出てしまいましたが、改めて、御説明いただきました権利擁護支援に関するワークブックについて、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

議題(2)については、原案どおり承認されました。

## ○加賀会長

つづきまして、その他①「岡崎市障がい者コミュニケーション条例の制定について」、障がい福祉課から経過報告をお願いします。

## ○事務局（障がい福祉課主査 井上）

資料に基づき報告

## ○加賀会長

ただ今の報告に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

## ○守本委員

岡崎市聴覚障害者福祉協会の守本です。

まず、前回お願いしたと思いますが、条文の変更についての説明がありましたが、できれば変更前と変更後を分かるように整理していただいて、提示していただけるとありがたいです。

また、質問として、この条例は3月の議会で承認された後、4月スタートという話でしたが、来年度にはどのような活動になっていくのでしょうか。もし案があれば、お伝えいただきたいと思います。

## ○事務局（障がい福祉課主査 井上）

御質問ありがとうございます。

来年度のコミュニケーション条例に関する取り組みの現時点での予定ということになりますが、まず、1点目として、条例施行後、市民の皆様幅広く知っていただくことが重要かと思っておりますので、パンフレットの作成を予定しています。

2点目に、パンフレット以外の周知の場として、市民向け講演会を予定しています。

3点目に、市の職員の出前講座という制度がございますので、そちらの中で、このコミュニケーション条例についての出前講座を、1つ新たに設けるということも予定しています。

4点目に、市職員向けの研修についても、準備が整い次第実施していけたらいいかなと考えております。

この4点が現時点で予定しているものになります。

### ○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

事務局から追加で御説明させていただきます。

井上から説明させていただきました現時点で検討している4月以降の施策といたしましては、まずはパンフレットですね。

パンフレットはこの条例を広く市民の方に知っていただくために、一番大事なツールかなと思っております。できるだけ市民の方に伝わるように、内容について精査しながら作っていきたいと考えております。

続きまして、講演会ですね。市民だけでなく、例えば事業者の方、あとは職員を対象に検討しています。この条例を作って、まずは職員のほうにも、職員向けのパソコンで掲示板がありますので、そちら等を使って周知はしていくんですが、実際に中身をしっかりと理解していただくためには職員にも講演会に参加していただく必要があるかなと考えております。

ですので、一本でやるか分割してやるかはまた今後検討していきますが、市民、事業者、職員向けの講演会をやっていききたいなと考えているところです。

また、障がい福祉課の窓口今年度テストで上半期に設置させていただいたのですが、音声認識システムといいまして、話していただいた言葉を文字で起こせるようなシステムがございます。こちらを正式に4月から設置したいなと考えております。

もう1点、こちらはまた今後検討していくことになるのですが、コミュニケーションボードといいまして、災害時に避難所等に避難されたときに、今現在は多様性社会推進課が外国人の方向けにコミュニケーションを取るためのボードを設置しております。

そちらはどちらかという外国人の方向けになっておりますので、これに対して、障がい者の方向けのボードも作りたいなと思っておりまして、このボードに関しましても来年度に検討していきながら作っていききたいなと考えております。

まず進めていきたいと考えておりますのがこのような施策でして、他にも皆さんの御意見等も伺いながらにはなりますが、コミュニケーション条例、なかなか1年では全て進めていくことが難しいなと考えております。

理念を本当に市民の方々に知っていただくためには時間もかかるかと思えます。

先ほどお話をいただきました事業者の方も、なかなかそういうことを理解していないという状況があると思えます。

これは、やはり市の周知不足という点もあると思えます。この部分に関しまして、時間をかけて、皆さまに御協力いただきながら、引き続きしっかりと進めていきたいと考えております。

特に自立支援協議会にもいろいろ御協力していただきながら進めていけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### ○守本委員

もう1つ、意見になりますが、基本的に障がい者、皆さんの話し合いをまとめていく必要があると思えます。

聴覚障がいとしては、まずやってもらいたいのが、音声認識システムです。以前、障がい福祉課窓口で置かれていましたが、あれはとても良いと思えました。

このシステムをやはり早く本格導入していただきたいと思います。

それから、コミュニケーションボードについてですが、やはり効果がある内容だと思っています。

まずはパンフレットを作った上で、次に、この2つ、音声認識システムとコミュニケーションボードを早く導入してもらえればありがたいなと思っています。

## ○荻野委員

岡崎市肢体不自由児・者父母の会の荻野です。

第九条の中で市が財政的措置をとるというのは、とても大切な項目かなと思いました。

パンフレット等もお金がかかるでしょうから、この辺りは必然かなと思いますが、これが単年度で終わってしまっただけではいけないかなと思います。

これが条例であるということで、ずっと支出が可能になるのかなということをお聞きしたいです。

また、先ほどからコミュニケーションボードですとか、たくさんのツールの話が出ていますが、既にそういったものはスマホやタブレットで、かなりのものができる状態になっています。それも、ほぼ無料でできる状態になっています。そういったものは、それこそ、そこにスマホがあるだけで済んでしまうような、お金もかからないようなものもあります。

お金をかけるばかりが良いわけではないものですから、そういったものもぜひ、いろいろなツールを選んでいただくのも1つ政策の中で大事な事かなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

## ○加賀会長

コミュニケーションを取るのはなかなか難しいですが、いろいろな面で御理解いただいて、先ほど事務局が言っていたが、市民の方々に理解していただけるにはなかなか大変だと思うんですね。

障がい者であることを隠している人もいますが、手帳をもらっているのに障がいを隠すなんてことは言わず、やはりきちんと町内の総代さんやそういう人には連絡をしておかないと、災害があったときには助けていただけません。ですので、障がいは隠すのではなく、大っぴらに見せて頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## ○加賀会長

つづきまして、その他②「令和6年度自立支援協議会委員について」、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

資料に基づき説明

## ○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

つづきまして、その他③「令和6年度本会議及び専門部会開催予定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

○守本委員

岡崎市聴覚障害者福祉協会の守本です。

細かいことをお尋ねしますが、来年度の開催時間は、13時30分から15時30分までとなっていますが、今年度の場合には、グループホームの評価が大変長い時間がかかっていると思います。来年度も同じような計画でしょうか。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

御質問ありがとうございます。

前回12月の会議の際に日中サービス支援型グループホームの評価方法の見直しについて御説明させていただきました。

今まで事業所ごとに30分ずつ行っていたものを、法人ごとにまとめさせていただいて、1事業所追加につき説明を5分、質疑応答を5分と足していく形に変更しますので、今年度よりは短くできるかなということで考えております。

一応、時間も計らせてはいただくので、会議の中で御質問がしきれないという部分につきましては、今年度と同じように意見書等で後からいただいて、後日質疑について回答していただくということを想定しております。

○加賀会長

つづきまして、その他④「令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた自立支援協議会の機能等について」、障がい福祉課から説明をお願いします。

○事務局（障がい福祉課主事 丹羽）

資料に基づき説明

○加賀会長

ただ今の説明に御意見・御質問等がありましたらお伺いいたします。

その他、委員の皆さま、事務局からありますでしょうか。

○栗田委員

公募委員の栗田です。

この自立支援協議会で話し合われる内容として、例えば、今回事前に配られた資料1の79ページ「(10) 短期入所」の計画と実績として、計画を大きく下回って推移していますと記載されています。

そういう、計画よりも実績が下回っている内容について、こういう会議の場で、皆さんいろいろ専門の方もいらっしゃるのでも、こういう目立った事案については何か話し合いができるかと思っておりますので、ぜひ次年度の要望として、お願いしたいです。

## ○事務局（障がい福祉課主任主査 酒井）

先ほど例として上げていただいた短期入所の実績については、この計画の時期にちょうど新型コロナウイルスの関係で、一時的に短期入所は利用が少なかったというような実績がありまして、それを踏まえた計画の実績数を出させていただいております。

ただ、見込み量としては、今後6年度、7年度、8年度に関しては、微増という形で記載させていただいています。コロナが明けて、今年度も実際に短期入所の利用量は増加している傾向がありますので、今後そういった推移を見守っていきたいと思いますが、委員の皆さまの中でそういった現場の方からも含めて御意見等いただいて、現場の状況を教えていただけるとありがたいなと思っております。

## ○守本委員

今年の4月以降ですが、先ほど障害者総合支援法が変わったという説明がありましたが、差別解消法も変わりますよね。

そこで、事業者の対応についても合理的配慮が4月以降に義務化されると思います。

豊田市はもう活動していて、手話通訳派遣の要綱が変わったみたいです。

その中に、例えば、歯医者とか、ペットとかに関する趣味的なものでも、手話通訳を利用する際に助成がされていたのですが、それが、4月からは利用者への助成はもうしない、事業者から手話通訳派遣の費用を支払うべきという考えが起きているそうです。

それに対する不安を持っています。

ろう者が訪問して話し合うために手話通訳が必要なとき、もしかしたら事業者から手話通訳を準備してくださるかもしれない。その場合、事業者からお金が支払われるかもしれない。

ろう協会としてはそういう不安があって、障害者総合支援法の中の意思疎通支援事業の改正はまだまだ進んでいません。こういった事業者の中の理解も深まっていません。

事業者に対してそういったことがないように、岡崎市では手話通訳の派遣の方向などについて見直しを進めるようお願いしたいと思います。

豊田市では市からの助成が下りないことが一部あったそうなので、そういうことがないように岡崎市もして行って欲しいということです。

障がい者が申し込んでも、事業者も払わない、手話通訳派遣もできないということがないようにしていただきたいです。

## ○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

本日担当係長が不在ですので、正確なことはお答えできない部分もあると思いますが、今のところ岡崎市では、意思疎通支援事業でそのような障害者差別解消法の関係で対応を変更するという事は聞いておりません。

むしろ、令和6年度はコーディネート機能を少し強化したいと考えております。

以前から岡聴会様から御要望いただいておりますコーディネーター機能の強化について、コーディネーターの増員という形で対応させていただきたいと考えております。

本日の豊田市の情報に関しましては、担当者にもお伝えさせていただきたいと思っております。

また、岡聴会からいただいていた御要望がコーディネーター機能を市に戻して欲しいという内容であることは承知しておりますが、今できることとして対応させていただいておりますので、新しい体制を執らせていただいた上で、また御意見等いただきながら検討していくことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## ○高木委員

公募委員の高木です。

私は内部障がい者で、途中から障がい者になったのですが、障がい者という言葉がやはり少し気になります。

たまたまラジオを聞いていたら、障がい者を海外でチャレンジドと言われていることを知りました。チャレンジドというのは、挑戦という使命やチャンスを与えられた人という意味だそうです。

ある社会福祉法人の方の発言が記事になっていましたが、今はまだまだ障がい者はかわいそうとか、気の毒とか、そういう目で見られてしまわれている方が多いと思います。

それを、その社会福祉法人の方は、弱者に何かしてあげるではなく、弱者を弱者でなくしていくプロセスを福祉と呼びたいと考えていますと言われていたような記事を見て、やはり、そういう考え方を市民の方全員にもっと啓発して、広げられたらいいなと感じました。

## ○加賀会長

障がい者という言葉ではなくて、そのチャレンジドという言葉になってきたのでしょうか。ハイカラな言葉になってきましたね。

私は障がい者を70年やっていますが、何とも思っておりませんけどね。

失礼な、勝手なことを言って申し訳ありませんが、内部障がいの方は周りから見ても障がいがあると分からないんですよ。

だから、ヘルプマークをつけていただいて、この人もたまたまそういう障がいがあるんだということを分かっているだけで、市民の方々に御協力願えるということをやっています。

内部障がいの方は、今日透析をやれば3日間は健康で、3日経つと障がい者になってしまいますよね。だから、そういう面に対してもなかなか御苦労していらっしゃるかと思います。

私が聞いたことを言いますと、岡崎市には、内部障がいの方が300人くらいいますが、身体障がい者の会に入ってくださいと言っても、私たちは関係ないと言って、なかなか入ってくれないんです。そういう障がいを持った方がたくさんいらっしゃいます。

障がいという言葉が気になるかもしれませんが、おかげさまで何年前に、「害」という字を変えましょうということで、岡崎市も協力していただきまして、ひらがなの「がい」になりました。

我々日本身体障害者福祉協会連合会は東京にありまして、そこで話をしますが、ひらがなの「がい」にしようが、漢字の「害」にしようが自由ですというようなことを本部では行っておりますので、我々も何とも思っておりませんけどね。

ですが、人によって違うと思いますので、けしてあなた方は卑下する必要は一切ありません。

もっともっと、障がい者が表に出なければいけないんですよ。出てくれれば、市民の方にもっと分かってもらえると思うけども、隠しちゃう。障がいを隠していることは随分あるんですよ。

身体障がい者手帳も水戸黄門の印籠と一緒に、もらえると恩恵がたくさんあるわけですよ。岡崎市においてもいろいろな恩恵がいただけるようになっておりますしね。

ですから、もっと障がい者が表に出ましょう。表に出て、市民の方々と触れ合って、理解してもらいましょう、コミュニケーションを取りましょう、私はそう思っています。

障がいを持っていて心の中までは障がいを持つなという形でね、手前味噌でやっておりますので、あなたの気持ちは十分わかっておりますので、よろしくお願ひしますね。

## ○加賀会長

その他、委員の皆さま、事務局からありますでしょうか。

本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。

## ○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

皆さまありがとうございました。

本日は中根康浩岡崎市長に出席いただいておりますので、最後にお言葉をいただければと思います。よろしく願いいたします。

## ○岡崎市長

皆さまお疲れ様です。

今日の議論の中で出てきたことを少しずつかいつまんで申し上げます。

まず、杉木さんの御説明や杉浦さんの御意見であった権利擁護の話について、相手が障がい者でなければ、あるいは子どもでなければ、高齢者でなければ、そういう言葉を発しないだろうという言葉が発した場合には、虐待や差別になると思います。

そういうのは、もう一つずつ、それは駄目ですよ、適切ではありませんよと言っていくしかないですね。それは虐待ですよ、差別ですよということですね。

権利擁護というのは、言い方を換えれば差別禁止、虐待防止ですから、それをやっていくしかないですね。

そのような発言をしてしまう人は、プロとは言えません。プロであって、しかもそこで職業としてお給料をいただいているのであれば、金額が十分不十分というのはまた別ですが、そういうやり方でしか指導できない人は、プロである資格はないと思います。

ですので、権利擁護という観点から、どんどん切り込んでいただければと思います。

それから、コミュニケーション条例については、今度議決をいただければ施行していくということになりますが、荻野さんがおっしゃっていたように、もちろん前文の理念が一番大事ではありますが、中身として大事なものは7条、8条、9条です。

条例というのは、誰のために作るかということ、1つは市民のためです。市民がこの条例をどう利用して、行政に必要な施策を求めていくかということになります。

もちろん、行政にも財政的な制約がありますので、一度に全部お受けするのは難しいですが、しかし、順番にやっていくメニューの中に入れていくということは可能でございます。

まさに合理的な配慮、合理的な範囲の中で、財政措置をしていくということで、1つずつ実現をしていきたいということでございます。

いろいろな条例がありますが、そういった条例は全て市民のための、市民が使うためのものですので、ぜひ上手く活用していただければと思います。

それから、この自立支援協議会をさらに活性化するために、機能や立ち位置が強化されるということが国からも求められているということですので、これを機に、ぜひ協議会で話し合いたいことをどんどん事前に御提供いただいて、会議の開催についても皆さまが必要だと思われる回数や時間で実施をしていけば良いと思います。

協議会のことを皆さまに決めていただく、そのことによってこの自立支援協議会が強化され、機能を十分発揮していくということに繋がればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総合支援法の改正については、今日話題に上がった就労の関係でも、選択的就労ということで、就労選択支援というサービスが新設されます。就労関係については、協議会には事業者の方がたくさんいらっしゃいますので、いろいろなことを皆さまから御意見を承りながら進めていきたいと思えます。

それから、栗田さんがおっしゃったことは、実はとても大事なことです。役所というのは手続きを大事にするものですから、資料を事前にお配りをして、パブリックコメントも行っていきますので、今日ここに提示されている計画は市民の皆さまの御意見を十分に踏まえ、反映したのものになっているという形になっております。

ですが、ここにいらっしゃる委員の皆さまや市民の皆さまが、この中身を全て理解して、把握して、納得しているかということ、必ずしもそうでないことも承知しております。

ですので、栗田さんがおっしゃったように、時にはターゲットを絞って、個別の事項について徹底的に協議をするということについても、ぜひ皆さま議論したいことがたくさんあるでしょうから、その中で優先順位をつけていただいて、岡崎市にとって今必要なことをしっかり議論していただければと思えます。

栗田さんがおっしゃっていた、短期入所が現場や生活の上で本当に足りているのかということも気になりますよね。そういうことはどんどん言ってもらえればと思えます。

この自立支援協議会が岡崎市の障がい福祉政策の推進の原動力でございますので、また来年以降、ぜひ力強く活動が行えますことに御期待とお願いを申し上げまして、感想とさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### ○事務局（障がい福祉課主任主査 内田）

ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましては、2年間、本市の福祉行政に対する貴重な御意見・御協力を賜り誠にありがとうございました。

以上で、本日の日程は終了しましたので、第5回岡崎市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。